

ふるさと新潟木づかい事業実施要領

第1 趣 旨

本事業の実施にあたっては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年2月12日新潟県規則第7号）及び新潟県林業関係補助金交付要綱によるほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業の目的

本事業は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」及び国が定める「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」に基づく県方針、市町村方針の達成に資するとともに、「新潟県県産木材の供給及び利用の推進に関する条例」の趣旨に則って、県内の公共的施設および不特定多数の県民が利用する商業施設での新潟県産材（以下、「県産材」という。）の利用を支援し、広く県民に県産材をPRすることにより、県産材利用の促進を図る。

第3 事業種目及び事業内容等

本事業の事業内容及び補助対象経費等は別表1のとおり、対象となる施設は別表2のとおりとする。

第4 事業の実施計画

- 1 事業の実施を希望する者（別表1の2(1)～(2)の事業においては市町村。以下「事業主体」という。）は、毎年度、県がホームページ等で提示する募集開始日以降、事業実施計画書（別記様式第1号）を、事業を所管する地域振興局長（以下「局長」という。）を経由して知事に提出する。
- 2 知事は、1の事業実施計画書の内容を別途定める審査方法により審査し、県産材の利用拡大やPR効果等の観点から適当と認められる事業について、予算の範囲内で承認を行う。
- 3 別表1の1(1)～(3)の事業を行う事業主体が、補助対象物件を担保に供し国の制度融資から融資を受ける場合、事業主体は交付申請時に新潟県林業関係補助金交付要綱の第1号様式の付を添付する。
別表1の2(1)～(2)の事業を実際に計画・実施する者（以下「整備主体」という。）が同様の融資を受ける場合、整備主体は交付申請時に事業主体を経由して新潟県林業関係補助金交付要綱の第1号様式の付を知事に提出する。

第5 事業の実施計画の変更

第4の規定により承認された事業実施計画の内容について、次に掲げる重要な変更を行う場合は、第4の規定に準じて事業計画変更承認申請書（別記様式第2号）を提出し、事前に知事の承認を受けるものとする。

- (1) 事業費の30%を超える増減又は補助金額の増
- (2) 施工箇所の変更

第6 事業の実施

- 1 交付決定前着手
事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。
ただし、第4の1に規定する事業実施計画書を提出し、承認を受けた事業主体が、やむを得ない事情により補助金交付決定前に着手する必要がある場合は、交付決定前着手届（別記様式第3号）に関係書類を添えて局長に提出する。

2 事業着手報告

事業主体は、事業に着手したときは、事業着手報告書（別記様式第4号）に関係書類を添えて局長に提出する。

3 事業完了報告

事業主体は、事業が完了したときは、事業完了報告書（別記様式第5号）に関係書類を添えて局長に提出する。

第7 事業の推進体制

1 県と市町村（別表1の2(1)～(2)の事業における事業主体）は、事業の実施並びに事業実施後の施設の管理及び運営について、指導援助にあたる。

2 事業主体（別表1の2(1)～(2)の事業においては整備主体）は、第2の事業目的の達成に努め、本事業を円滑かつ効果的に実施するとともに、事業実施後は善良な施設の管理、運営及び県産材の普及を行う。また、事業完了後に事業効果の検証を実施する。

第8 報告

事業主体は、第4の1に規定する事業実施計画書の「県産材の良さを県民等に広く普及していくための工夫」に記載した県産材PR等の実施状況について事業完了から1年間の実績を記載した県産材普及活動等実施状況報告書（別記様式第6号）を事業完了年度の翌年度末日までに局長を経由して知事に提出する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から実施し、平成18年度事業から適用する。

この要領は、平成19年4月1日から実施し、平成19年度事業から適用する。

この要領は、平成20年4月1日から実施し、平成20年度事業から適用する。

この要領は、平成21年4月1日から実施し、平成21年度事業から適用する。

この要領は、平成23年4月1日から実施し、平成23年度事業から適用する。

この要領は、平成25年4月1日から実施し、平成25年度事業から適用する。

この要領は、平成27年6月3日から実施し、平成27年度事業から適用する。

この要領は、平成28年5月11日から実施し、平成28年度事業から適用する。

この要領は、平成29年4月27日から実施し、平成29年度事業から適用する。

この要領は、平成30年5月7日から実施し、平成30年度事業から適用する。

この要領は、平成31年4月1日から実施し、平成31年度事業から適用する。

この要領は、令和3年5月6日から実施し、令和3年度事業から適用する。

この要領は、令和4年5月23日から実施し、令和4年度事業から適用する。

この要領は、令和5年6月2日から実施し、令和5年度事業から適用する。

この要領は、令和7年5月15日から実施し、令和7年度事業から適用する。

この要領は、令和8年4月1日から実施し、令和8年度事業から適用する。

別表 1

事業内容	補助対象経費	補助率及び補助額の上限	事業主体	採択基準
<p>1 (1) 木造施設整備事業（PR効果の高い施設）</p> <p>県産材による木造施設の新築、増改築</p>	<p>① 県産材の使用に係る木工事費</p>	<p>〔補助率〕</p> <p>① 補助対象経費の1/2以内</p>	<p>民間事業者等</p>	<p>以下のすべての要件を満たすものであること。</p> <p>1 県産材の使用基準（別表3）を満たした木材利用がなされていること。</p>
<p>1 (2) 内装等木質化整備事業（PR効果の高い施設）</p> <p>県産材による施設の内装、外壁の木質化</p>	<p>② 県産材の普及啓発用品に係る費用</p>	<p>② 補助対象経費の1/2以内</p> <p>〔補助額の上限〕</p>		<p>2 木材利用の良さがアピールできるものであること。また、県産材の普及啓発用品（県産材の良さや県産材を利用する意義等について広く周知するパネルやタペストリー等）を設置すること。</p>
<p>1 (3) 外構等整備事業（PR効果の高い施設）</p> <p>県産材による施設の木製遊具、デッキ、テーブル、ベンチ等の整備（容易に移動、脱着できるものを除く）</p>		<p>①②の合計700万円</p>		<p>3 設置後の維持管理の体制が整っていること。</p> <p>4 施設を利用して県産材の利用拡大に向けたPRを行うこと。</p> <p>5 事業計画の変更を行う場合は、県産材の使用基準（変更事業計画時）（別表3）を満たすこと。</p> <p>6 別表4の基準を満たすこと。</p>
<p>[他の補助事業と併用する場合]</p> <p>他の補助事業と併用して事業申請する場合は、事前の協議を必要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象経費：併用する補助事業の対象経費のうち、県産材の使用に係る木工事費 ・ 補助率：補助対象経費の5/100以内 				

事業内容	補助対象経費	補助率及び補助額の上限	事業主体	整備主体	採択基準
2 (1)内装等木質化整備事業（子育て・教育施設）※ 県産材による施設の内装、外壁の木質化	①県産材の使用に係る木工事費 ②県産材の普及啓発用品に係る費用	〔補助率〕 補助対象経費の1／4以内 ただし、県の補助額は、事業主体である市町村が整備主体に対し補助する額を上限とする。	市町村	学校法人、社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等 ※新潟県林業関係補助金交付要綱第3 (14)における事業主体に準じること。	以下のすべての要件を満たすものであること。 1 県産材の使用基準（別表3）を満たした木材利用がなされていること。 2 木材利用の良さがアピールできるものであること。また、県産材の普及啓発用品（県産材の良さや県産材を利用する意義等について広く周知するパネルやタペストリー等）を設置すること。 3 設置後の維持管理体制が整っていること。 4 施設を利用して県産材の利用拡大に向けたPRを行うこと。 。 5 事業計画の変更を行う場合は、県産材の使用基準(変更事業計画時) (別表3)を満たすこと。 6 整備主体が市町村でないこと。
2 (2)木製品等導入事業（子育て・教育施設）※ 県産材による施設の木製遊具、デッキ、テーブル、ベンチ等の整備		〔補助額の上限〕 2 (1)100万円 2 (2)50万円			
[他の補助事業と併用する場合] 他の補助事業と併用して事業申請する場合は、事前の協議を必要とする。 ・補助対象経費：併用する補助事業の対象経費のうち、県産材の使用に係る木工事費 ・補助率：補助対象経費の2.5／100以内					

別表 2

○対象とする施設

	項目	代表的な例	別表1 の対象 事業
公 共 的 施 設	子育て・教育施設	小学校、中学校、高等学校、幼稚園、保育所 等	2
	社会福祉施設※ ¹	老人ホーム、福祉ホーム 等	1
	病院、診療所	病院、診療所 等	1
	運動施設、野外活動施設	体育館、水泳場、野外活動施設 等	1
	社会教育施設、文化施設	公民館、美術館、図書館 等	1
	交通機関の乗降、待合施設	バス、鉄道、船舶、航空機の待合所、乗降の施設	1
	高速道路の休憩所	高速道路の休憩所	1
	地域振興施設	公会堂、集会所、宿泊施設、観光案内施設、 トイレ、休憩所 等	1
	農林水産業関係施設	農村センター、体験交流施設、産直施設 等	1
商 業 施 設	公共的施設以外で、不特定多数の県民が利用出来る施設※ ²	劇場、映画館、物品の販売業を営む店舗、ホテル及び旅館、公衆浴場、飲食店、金融機関等	1

※1 社会福祉施設のうち児童福祉施設は、子育て・教育施設に含まれる。

※2 以下の施設は補助対象としない。

- 専ら宗教活動や政治活動の用に供する施設
- 住宅、事務所、倉庫、作業場等、利用者が特定の者に限られる施設
- 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条に規定する業を営む施設
- 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令に違反している施設

別表 3

【県産材(注)の使用基準】

県産材の使用量は、原則として下表のとおりとする。

使用部位		県産材の使用量
木造施設		延床面積1㎡当たり 0.07m ³ 以上
内装等 木質化	内 装	内装工事を実施する延床面積1㎡当たり 0.007m ³ 以上
	外 壁	延床面積1㎡当たり 0.4㎡以上
外構・木製品等		総木材量のうち 80%以上

注) 県産材とは、合法な手続を経て県内で伐採された原木を加工したものをいい、樹種は問わない。

【県産材の使用基準（変更事業計画時）】

県産材使用量 1 m³当たりの補助金額（千円）が、当初事業計画よりも変更事業計画で増加しないこと。

別表 4

○別表 1 の事業内容 1 (1)～(3)の対象とする基準

必須項目

項目	内容
PR活動	複数のメディア（ラジオ、テレビ、新聞、雑誌等）を活用し、県産材利用のPRを通年実施すること。

選択項目 下記のうちいずれか1つ以上の項目に取り組むこと。

項目	内容
県産材の使用量	下記の使用基準を適用すること。
施設の利用者数	不特定多数の県民が広く利用する施設であること。 （年間1万人以上）
木材新技術・新利用法の活用	県産材利用の技術的先導性、コスト・利用拡大への先導性を有した新技術・新利用法を採用すること。

【県産材（注）の使用基準】

県産材の使用量は、原則として下表のとおりとする。

使用部位		県産材の使用量
木造施設		延床面積 1 m ² 当たり 0.18m ³ 以上
内装等木質化	内装	内装工事を実施する延床面積 1 m ² 当たり 0.018m ³ 以上
	外壁	延床面積 1 m ² 当たり 0.8m ³ 以上
外構等		総木材量のうち 100%

注) 県産材とは、合法的な手続を経て県内で伐採された原木を加工したものをいい、樹種は問わない。